

広報

かに

1984
10月

No.266

編集・発行 秋田県阿仁町役場総務課

郷土芸能を
守り、伝える



自ら獅子踊りの笛や太鼓を奏でる湊健治郎さん（七四歳）は、子供用の駒八体を作つて、保存会である比立内青年会に寄贈してくれました。今年のインターネットでは、湊さんによつて生を受けた若駒が躍動しました。打当奥地の姫小松を胸抜きして作ったという大太鼓一張りも、湊さんの手作りによるものです。

や
っ
た
ぞ
中

阿仁一中が全県優勝

— 全県駅伝大会 —

混戦から抜け出し初のV



トップでゴールインする一中アンカー
沢井選手（写真提供・秋田魁新報社）

練習から生まれた

根性とチームワーク

九分台の新記録とラップを奪つてアンカーへ。

七区の沢井啓司選手は、

二位に浮上した強敵十和田

中の追い上げを振り切り、

区間新記録の力走で沿道の

大観衆に迎えられながら、

トップでゴールインしました。

五区の佐藤毅選手は、一

時差を広げた三位以下の集

団に追い上げられながらも、

トップとほぼ同時にタッチ。

六区の佐藤紀生選手はこ

こでスタート直後からスパ

ート、二位以下をダングン

引き離し、区間でただ一人

練習から生まれた根性とチ

ームワークでした。

監督の佐藤正俊先生は、「遠距離通学生徒が多いた

め授業が終るのが遅く、部

での練習量は他校と比べそ

う多いとは思いません。

ただ、強制ではありません

が休日や朝の自主トレ方法

は教えました」と、選手を

信頼しきった、喜びの声で

話していました。

第一中の健闘を心からた

たえ、祝福したいと思いま

す。

第一区（四・三キロ）

越後 杉春（二年）

二区（三・二キロ）

山本 歩（三年）

三区（四・六キロ）

小林 康裕（三年）

四区（一・八キロ）

明石 久伸（三年）

五区（三・三キロ）

佐藤 紀生（三年）

六区（三・三キロ）

佐藤 毅（一年）

七区（四・〇キロ）

沢井 啓司（二年）

優勝した阿仁一中チーム

前列左から明石、松橋、山本、佐藤（紀）、後列左から小林、越後、沢井、佐藤（毅）、湊、斎藤の各選手と佐藤先生。



また、十八日、福島県西郷村で行われた東北中学校駅伝招待競争大会に出場した一中は、招待校中で四位、地元も含めた全体では六位、入賞を果していません。



株式出資金を補正計上

鷹角線第三セクター

9月定例議会 町長の行政報告

会社名秋田内陸縦貫鉄道(株)に
十月にも設立総会

十月にも設立総会

てほしいと要望しました。

社長は、大型スキー場開発に伴い、事業の多少の変更を生じ、いま計画を練り直しており、具体的な計画で打ち合せしたいと思って

定例会の初日、町長から、懸案の鷹角線第三セクター問題をはじめとする行政報告がありましたので、かいつまんでもお知らせします。

二日閉会しました。

定例会の初日、町長から、懸案の鷹角線第三セクター問題をはじめとする行政報告がありましたので、かいつまんでもお知らせします。

町から職員派遣 新会社設立準備

鷹角線第三セクターについては、去る八月二十七日、県交通対策室に新会社設立準備会事務局を発足させ、特別専従班として、北口の

当町と鷹巣から各一名のほか、矢島線、県、国鉄からの計十六名の職員が派遣されて、本格的な事務が行われています。

株式出資金については、総額三億円を三ヵ年で出資する合意が成立し、当町は今年度分四百万円を本議会に補正計上しました。

新会社の名称は、県から

「秋田内陸縦貫鉄道株式会社」として発足したい旨連絡ありましたが、路線名に

については、沿線町村の協力を得て決定したいとしています。

今後は、十月八日に新会社設立発起人会を開催、同社設立と運ばれる予定です。

二十九日に秋田市で新会社設立総会が開かれ、これをうけて設立登記手続き、会地籍調査事業については、

今年度新線建設予算十五億円の留保財源を、五十九年度中にいくらかでも予算獲得するよう努力します。

奥阿仁観光開発について

は、去る七月二十日、県商工労働部次長、観光物産課長と共に、奥阿仁開発についてやナコーグループ東京

第三期山振事業は、今回二千万円の追加配分の見通しがつきましたので、今回の補正で、郷土文化保存伝承館に予算追加し、十月中旬に工事入札を予定しています。

また、県代行事業の大阿仁農道工事も、計画どおり

本年度分の第一期、第二期工事が発注され、現在七十

台の進捗状況です。

鉄道用地の購入については、郷土文化保存伝承館用地として、鉄道管理局に払い下げの接渉していたところ、ようやく契約が成立了。

國保税を減額

退医制度が発足

この制度は、職場を退職し、国保の被保険者となる時点から受診率が急激に上昇することから、その負担をそれ以外の被保険者が背負うかたちになるので、これを是正しようとするもの

です。

この制度は、十月一日施

行となります。これが関わる補正予算等については、

県の指示を待つて、次期

郷土文化保存伝承館に予算追加

ます。

耕地、宅地の一筆毎の測量が十月末で全地域終了し、

山林、原野は十月月中旬から

対空標識の設置されています。

いか所の測量が開始されま

す。

台風十号とその後の豪雨で倒伏被害がありますが、今後このまで推移すると、町全体では半年作を上回る作況を期待しています。

なお、被害水田について

は、県農業共済連合会に町の実態を説明し、特段の理解を陳情してきました。

比立内地区集落排水工事の進捗状況は十五割、団体營農道整備事業の幸屋線は四十割の出来高となっています。

第三期山振事業は、今回二千万円の追加配分の見通しがつきましたので、今回の補正で、郷土文化保存伝承館に予算追加し、十月中旬に工事入札を予定しています。

また、県代行事業の大阿仁農道工事も、計画どおり

本年度分の第一期、第二期工事が発注され、現在七十

台の進捗状況です。

打當簡水

工事始まる

工程となりますがこれに関わる補正予算等については、

県の指示を待つて、次期

会に提案したいと思います。

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

*

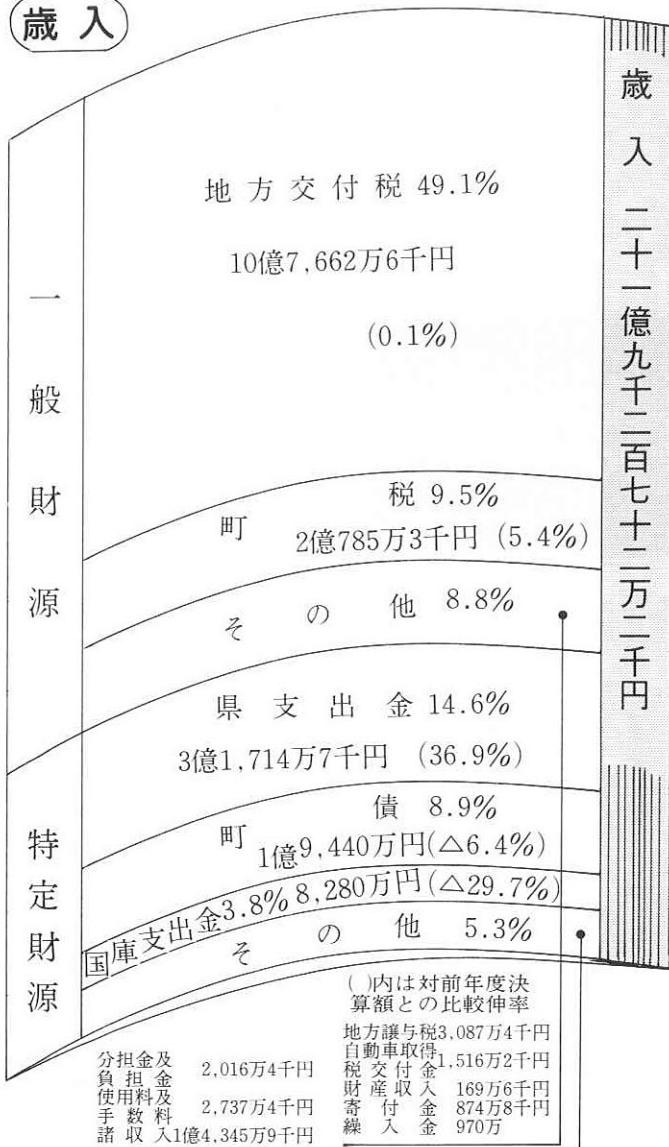
*

*

どころです

比の伸び率
基金の積立ても

歳入



歳入

二十一億九千二百七十二万二千円

九月に開会された定例町議会において、昭和五十八年度の町の一般会計と、七つの特別会計、および町立病院事業を占める地方交付税のうち、普通交付税がマイナスとなるなど、かつてない厳しい背景がありました。経常的な経費の節減と、緊急、重要な施策を重点に事業を選択するなどして、住民福祉の向上を念頭に財政運営をすすめてきました。

その結果、実質収支で九千七百六十八万九千円、単年度実質収支で五千八十三万四千円の黒字を生み出すことができました。

また、七特別会計も、それぞれ黒字決算となりましたが、町立病院事業会計は、五十八年度純損失金が三千八百五十万円、前年度繰越欠損金を加えると、五十八年度末処理欠損金は一億六千三百七十四万七千円となりました。

目的別歳出内訳

議会費	4,530万円 2.2%	労働費	60万円 0.03%	消防費	8,061万円 3.8%
総務費	2億4,951万円 12.3%	農林水産業費	3億7,208万円 24.3%	教育費	2億5,004万円 12.7%
民生費	2億6,168万円 12.5%	商工費	6,487万円 3.1%	災害復旧費	1,041万円 0.5%
衛生費	1億2,075万円 6.1%	土木費	1億1,490万円 5.8%	公債費	3億5,101万円 16.7%
その他	1億4,345万9千円	諸支出金	1億7,285万円		

五十八年度の一般会計決算は、実質収支で九千七百六十八万九千円、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支で四千五百八十八万円の黒字となりました。また、五十八年度には、年度間の財源調整をはかるため、剩余金の中から一千二十五万四千円を、財政調整基金として積み立てましたので、それを加えると、実質五十八年度は五千八十三万四千円の黒字ということがあります。

昨年度に続いて黒字決算となつた主な原因としては、町税の収納、特に固定資産税の伸びと滞納繰越分の徴収実績が大幅に向上了こと。地方譲与税、特別交付税等が見込みを上回って確保されたこと。さらには、経常経費の見直し等により、歳出予算の節減に積極的につとめたことなどがあげられます。

歳出を性質別に見ると、公債費(起債の元利償還金)が、対前年度比七・六%増と突出した伸率となつていて、それが目をひきます。

物件費は、豪雪の対策経費が多額にのぼり四%増。人件費は、二年ぶりに職員の給与改定がありました。が、低率で実施されたため二・

実質黒字は 五、一八三万円

昭和58年度阿仁町病院事業損益計算書

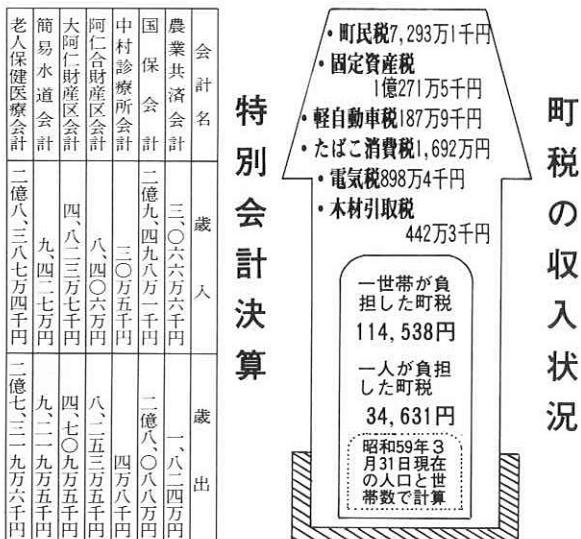
単位:千円

1. 医業収益		3. 医業外収益	
(1)入院収益	151,979	(1)受取利息配当金	86
(2)外来収益	200,806	(2)他会計負担金	30,425
(3)その他医業収益	2,925	(3)患者外給食収益	547
小計	355,710	(4)その他医業外収益	2,518
2. 医業費用		(5)補助金	5,358
(1)給与費	196,233	小計	38,934
(2)材料費	141,571	4. 医業外費用	
(3)経費	37,195	(1)支払利息及び企業債取扱諸費	27,202
(4)減価償却費	14,298	(2)患者外給食材料費	409
(5)資産減耗費	101	(3)雑支出	0
(6)研究研修費	16,214	小計	27,610
小計	405,612	医業損失	
医業損失	49,902	医業外利益	11,324
経常損失		経常損失	38,579
当年度純損失		当年度純損失	38,579
前年度繰越欠損金		前年度繰越欠損金	125,168
当年度未処理欠損金		当年度未処理欠損金	163,747

一般会計財政収支の状況

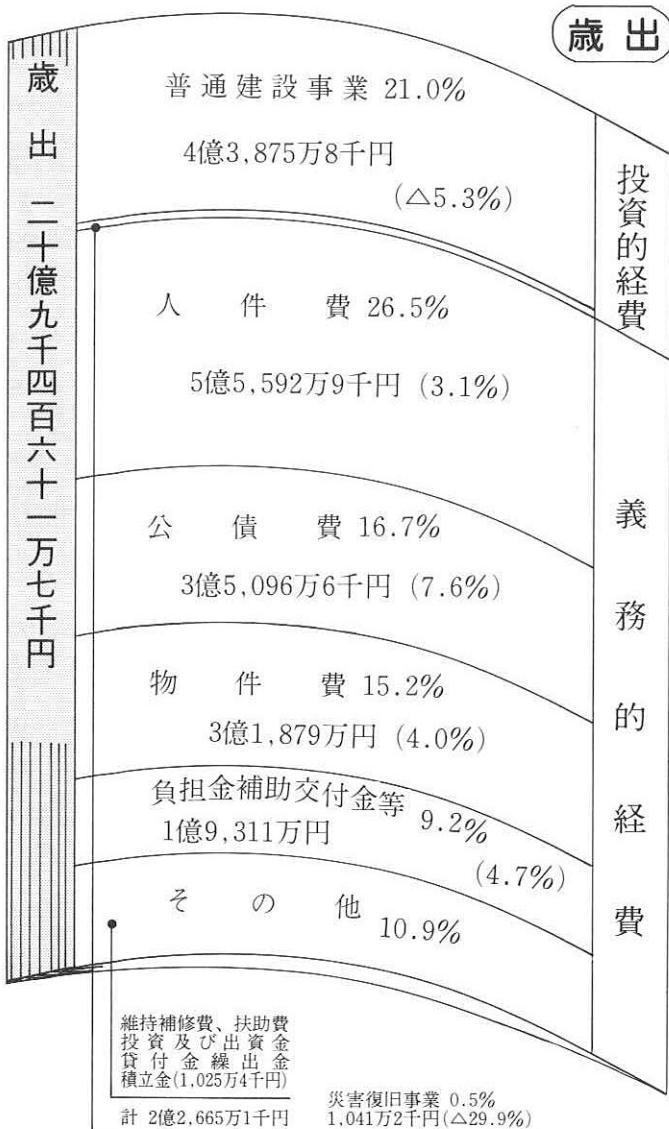
(単位千円)

年度	歳入	歳出	(A)-(B)	翌年度に繰越すべき財源(D)	実質収支(E)	単年度
	決算額(A)	決算額(B)	差引(C)			
53	1,919,660	1,883,400	36,260	0	36,260	26,247
54	2,345,649	2,283,132	62,517	9,547	52,970	16,710
55	2,334,416	2,320,563	13,853	4,025	9,828	△43,142
56	2,232,751	2,278,530	△45,779	351	△46,130	△55,958
57	2,102,090	2,045,361	56,729	620	56,109	102,239
58	2,192,722	2,094,617	98,105	416	97,689	51,834



58年度 町のだい

目立つ公債 将来に備えて



一%増にとどまりました。また、建設事業費はマイナス伸率となり、財政硬直化の影響がこの面に表われたかたちとなりました。五十八年度は、公債費の比率改善等で県の指導を受けることになった初年度でありますましたが、健全化をすめながら、山積する政策課題を達成し、住民福祉の向上をはかるために、経常的な経費の節減には特に力を注いできました。これからも、財政をめぐる情勢はますます厳しさが予測されますが、創意と工夫により、増大する行政需要に対応しながら、計画的な財政運営につとめて行きたいと思います。

これらは、ますます厳しい予測されますが、創意と工夫により、増大する行政需要に対応しながら、計画的な財政運営につとめて行きたいと思います。

阿仁町産業文化祭

59年11月9日(金)~11月11日(日) 町民体育館

各コーナーの紹介

商工会コーナー

★各企業の展示・即売

電信電話コーナー

★話しもはずむ便利な電話
★電話のつながる仕組み
★福祉用電話
★便利な電話のいろいろ

東北電力コーナー

★明日の東北を考えるビデオ放映
★発電のいろいろ・あかり
16mm上映
★新型電気毛布(東北電力共同開発製品)紹介
★電気温水器相談コーナー

郵便局コーナー

★記念切手の展示と即売
★昭和60年度年賀ハガキの発売

森林組合コーナー

★間伐材利用の展示
★シイタケの原木展示
★杉苗・ポット苗の展示

農協コーナー

★農協婦人部による生活工夫展
★農家でとれた農産物の即売

文化財コーナー

★昔の農具、作業衣、他

個人コーナー

★ドライフラワーの展示

★菊づくりコーナー

★阿仁こけしの展示

★やきもの展示・即売

★民芸品・みやげ品の展示
即売

★手芸展コーナー

※ その他町民の工夫展コーナーや各家庭の未利用品チャリティーコーナーも計画しておりますので、どしどし出品下さい。

阿仁町の産業・文化の一年間の力作を一場に集めて、各分野における技術向上と生産者間のコミュニケーションを深めることを目的に阿仁町産業文化祭を11月9日から11月11日の3日間、町民体育館において開催することになりました。

阿仁工芸研究会コーナー

★セミカル粘土の陶芸人形
★下野人形(シモツケ人形)
★手芸
★七宝焼
★阿仁カラミ焼

役場コーナー

★福祉展
★税金パネル展
★観光パネル展
★保健相談コーナー

小、中学生作品コーナー



稲わら処理は農作業も一段落したと思われますが、今年の稻作を反省し、来年にむけて稻わらを早く処理しましょう。
(一) できれば秋耕を
近年コンバイン刈りが多く、毎年稻わら焼きが増加し、稻わらスマックが発生してドライバーに大迷惑をかけています。稻わらは焼かないで、水田に還元しましょう。

稻わらを春すき込みした場合は、気温の上昇に伴い急激に分解し、有害ガスが発生するため、活着不良や分けつ抑制等、初期生育に与える影響が極めて大です。しかし、秋すき込みでは比較的のスマーズに分解が行われるため、障害がかなり軽減されることがわかつておしました。

腐植の働き



稻刈後の田圃で明きよを堀つている農家が少なくなります。水田に雨水や雪解け水が常時滞水しているような条件では、生わらの分解が進みません。
(二) 排水路の整備をまた、春の乾土効果も少なく、機械作業の能率が悪いので、早目にいましょう。

耕十五cm以上を確保し、稻わらができるだけ下層へすき込むことが、生育障害を軽減する上で大切です。
(二) 明きよや

なお、春耕時には更深くほん混合すき込みを行います。

また、労働力の都合で秋すき込み出来ない方は春耕を可能な限り早めるよう、排水等の添加が必要です。

水をよくしておきましょう。

いずれの場合にも、腐熟促進をはかるため、改良資材等の添加が必要です。

なお、春耕時には更深くほん混合すき込みを行います。



自慢は 二面の公認コート

吉田町の北の玄関口に位置する吉田・小淵地区の会員七十四名で構成されているのが、吉田地区老人クラブ「蘇生会」会員の皆さんのが今最も熱中しているのが、全国的なゲームのゲートボールで、毎週土曜日の午後を練習日と定めて、吉田と小淵の広

場に、ステックを片手に集まつて来ます。特に小淵には、部落の援助と会員の努力で完成を見た、公認コート二面が完成しています。

砂を大量に敷きつめたコートは水はけも良く、来年早々にも全町の老人クラブに呼びかけて、コート開き記念大会を計画しています。

また、毎年の一泊研修旅行は参加率も高く、部落神社の清掃作業やタンボ会などの行事に、生き生きとした活動が続いている。

役場の執務時間が変ります

十一月一日から役場の執務時間が次のとおり

冬時間に変更になります。(二月二十八日まで)

▽平日：午前八時三十分から午後四時三十分まで

▽土曜：午前八時三十分から午後〇時三十分まで

国保からのお知らせ

高額療養費支給制度改正 —昭和59年10月診療分から—

高額療養費の支給制度とは

被保険者一人の人が、一ヶ月(毎月一日から末日まで)、一つの病院・診療所に5万1千円(低所得者は3万9千円)(改正前)以上

の医療費を自己負担して支払った場合は、5万1千円(低所得者は3万9千円)が3万円に引

(低所得者は3万9千円し改正前)を超えた額は全額あとから払い戻されます。これが高額療養費の制度です。

改正の内容

①自己負担限度額

5万1千円は現行どおりですが、低所得者について

所得者は2万1千円以上同じ世帯で複数出た場合、その自己負担額を合算し、5万1千円(低所得者は3万円)を超えた額が高額療養費として支給されます。

③高額療養費多數該当世帯

の医療費支払いが、同じ月に同じ世帯で複数出た場合、その自己負担額を合算し、5万1千円(低所得者は3万円)を超えた額が高額療養費として支給されます。

④長期高額疾病患者の負担の軽減

療養に要する期間が長い病気たとえば人工透析を行う必要のある慢性腎不全

からとなります。

もみ乾燥機からの原因となる火災が例年発生しています。

この場合は、保険者(阿仁町)の認定が必要です。詳細については、国保係へお問い合わせください。

もみ乾燥機による 火災の防止について

火の用心

もみ乾燥機による火災が例年発生しています。

昨年、鷹巣阿仁広域消防署管内において二件の火災が発生しました。その状況を調査したところ……、

(一)夜間、もみ乾燥機を使

用し、就寝中乾燥機が異

常燃焼し、付近の油に引

火し拡大した。

(二)もみ乾燥機のベルトが

切れたため、自分で交換

したが、配線と接触し摩

擦のため火災となつた。

農業機械等による火災、

火傷事故を防止するため、

次のことを行なって下さい。

イ、使用前に完全に整備すること。

ロ、乾燥機周辺にわら屑等

引火しやすい物品を置か

ないこと。

ハ、燃料タンクは本体から

離し、安全な場所に置くこと。

二、使用燃料をまちがわな

いこと。特に「ガソリン」

を誤って使用し火災とな

つているので、容器に完

全な表示を行なう等、取扱

いに十分注意すること。

ホ、操作者は、機械につい

て十分な知識と技能をも

つている者をあてるこ

と。

農業者年金に加入を

保険料 月額六、一三〇円

「農民にも、せめてサラリーマンなみの年金を」つまり厚生年金なみの年金を、という声が全国にひろがり、これに応えるかたちで国民年金を補完するものとして、昭和四十六年にスタートしたのが農業者年金です。六十歳に到達して経営移譲すると経営移譲年金が支給され、六十五歳からは農業者老齢年金が受給できます。

現在、阿仁町では農業者年金に百四十六名の人が加入し、経営移譲年金受給者が五十五名に達しています。この年金には「当然加入」

- ① 国民年金の加入者。
- ② 経営面積が五〇アール以上ある経営主が後継者と指定した人。
- ③ 加入の申し出をするときまでに引き続き三年以上農業に従事している人。
- ④ 自分名義の土地等の面積が三〇アール以上五〇アール未満で、年間農業従事時間が七百時間以上である農業經營主。

- と「任意加入」の二種類がありますので、加入資格がありながらまだ加入していない方は早い機会に加入してください。
- 【加入できる資格要件】

当然加入

※国民年金を脱退することによって農業者年金の加入資格もなくなりますので、厚生年金に加入している人は、農協で農業者年金の脱退手続きをとつて一時金の請求をしてください。くわしいことは、農業委員会におたずねください。

秋田県最低賃金改正のお知らせ

秋田労働基準局

秋田県内で働くすべての労働者に適用する秋田県最低賃金が次のとおり改正されました。
昭和59年10月12日以降は、この最低賃金額より低い賃金で、労働者を使用することはできません。もし違反した場合は、最低賃金法により罰せられます。

最低賃金額には、次の賃金は算入されません。

- (1) 精勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 職場に支払われる賃金及び1カ月をこまる期間ごとに支払われる賃金
- (3) 所定労働時間をこえる時間の労働に対する支払われる賃金(時間外及び深夜労働手当)
- (4) 所定労働以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日労働手当)

1. 最低賃金欄の1時間当たりの金額は、時間給の定めをした労働者についてのみ適用されます。
2. 現行の「産業別最低賃金」の中で今回改正された「秋田県最低賃金」を下回るものについては、改正後の「秋田県最低賃金」が適用されることになりますので留意して下さい。
3. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試の使用期間中の者、所定労働時間の特に短い者等で最低賃金の適用が困難な場合には、その者について最低賃金の適用が除外される場合があります。

最低賃金について、不明の点があるときには、最寄りの労働基準監督署又は秋田労働基準局賃金課(TEL (0188) 62-6681)におたずね下さい。

優等賞に「ふくこ号」

阿仁東部子牛品評会



優等賞の「ふくこ号」と喜びの福田さん夫婦

第四十回の阿仁東部子牛品評会が十七日、阿仁家畜市場で開かれました。

農家自慢の優良な子牛十九頭が出陳され、審査の結果、小様の福田豊造さん所有の「ふくこ号」が優等賞に輝き、秋田県知事賞などの賞品、賞状が贈られました。

◎優等賞

ふくこ号 小様 福田豊造
◎同 二席(△) かるみ号 水無 庄司正美
◎同 二席(△) 重峰号 荘草 武田三蔵
◎同 二席(△) 第二春号 水無 庄司正美
◎同 二席(△) 第二春号 上杉幹男
◎同 二席(△) はるみ号 荘草 上杉幹男
◎同 二席(△) たかまる号 幸屋西根頼明
◎同 三席(△) はるみ号 荘草 上杉幹男
◎二等賞一席(雌の部) たかまる号 幸屋西根頼明
◎二等賞一席(去勢の部) はるみ号 荘草 上杉幹男
◎二等賞一席(雄の部) 富士号 荘草 上杉幹男
◎二等賞一席(去勢の部) 同 同 同 同

◎一等賞一席(去勢の部)
◎二等賞一席(雌の部)
◎二等賞一席(去勢の部)
◎二等賞一席(去勢の部)

阿仁合郵便局から

局舎の一時移転について

阿仁合郵便局では、昭和六十年度に現在地へ国費で局舎を新築することになりました。ために、現局舎を解体す

ることになりました。その間、旧阿仁合小学校校庭に仮局舎を建てて、十一月五日から営業することになりました。

ご不便をおかけしますが、

ご利⽤下さるようお知らせいたします。

年賀はがき

十一月五日 発売

四十円、四十五円

お年玉つき
寄付金付



役場を訪れて、町長に寄付金を贈呈する、右、中嶋氏のお母さんキク子さん(笑)・狩野氏夫人ヤスさん=10月17日=

この秋ーでんわが変わります！

- 市外局番は**0186**になります。
- 市内局番が2ケタになります。
- 鷹巣・阿仁部の通話は(市内局番一加入者番号)の6ケタをダイヤルするだけでつながります。

<p>合川町</p> <p>市内局番・加入者番号 78 — ××××</p>	<p>鷺巣町</p> <p>市内局番・加入者番号 62 — ××××(鷺巣) 63 — ××××(" 66 — ××××(七日市) 67 — ××××(今泉)</p>
<p>阿仁町</p> <p>市内局番・加入者番号 82 — ××××(阿仁) 84 — ××××(比立内)</p>	<p>森吉町</p> <p>市内局番・加入者番号 72 — ××××(米沢) 73 — ××××(浦田) 75 — ××××(前田) 76 — ××××(森吉)</p>
<p>上小阿仁村</p> <p>市内局番・加入者番号 ワワ — ××××</p>	

切替日時は11月20日午後2時です

(鷹巣・阿仁部以外への通話は従来と変りません
鷹巣・阿仁部以外から鷹巣阿仁部への通話も変りません)

町のために役立てて下さり、町出身の二氏から、町と町社会福祉協議会に、それぞれ多額の寄付金が贈られました。

町当时、教員として赴任されたことのあるという、現
在東京にお住まいの狩野馬氏で、奥さんのヤスさんは当
町出身ということをお聞きして、ゆかりの深い阿仁町の
老人福祉に役立てて下さいと、五十万円を寄贈して下
さいました。

(1) または(2)のいずれかに当たる人は、帳簿を備え付け、その年の取引のうち、総収入金額や必要経費について簡易な方法により記帳を行うとともに、その帳簿を七年間（書類は五年間）保存しなければならないこととされました。

(1) その年の前年十二月三十一日において、前々年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人

(2) その年の三月三十一日において、前年分の事業所得等の金額が三百万円を超える人

したがつて、昭和五十八年分の事業所得等が三百万円を超えている人は、昭和六十年一月一日の取引から記帳することになります。

2 記録保存制度

1の記帳をしなくてもよい人でも、次の(1)または(2)のいずれかに当てはまる人は、その業務に関して作成し、また領収書などを整理して五年間保存することとされました。

(1) その年の前年十二月三十日において、前々年分の確定申告書などを提出している人や前々年分について決定を受けている人

(2) その年の三月三十一日において、前年分の確定申告書などを提出している人や前年分について決定を受けている人

したがって、昭和五十八年分の確定申告書を提出している人などは、昭和六十一年一月一日の取引に関するものから保存しなければなりません。

その他3. 総収入金額報告制度、**4.** 収入内訳書添付制度などが設けられています。お分かりにならない点がありましたら、税務署にお問い合わせ下さい。

中嶋氏と狩野氏

所得税の 記帳・記録保存 制度のあらまし

昭和五十九年度の所得税法の改正により、事業所得等（事業所得、不動産所得または山林所得をいいます）のある人に対して、記帳制度や記録保存制度など新しい制度が設けられました。

危険物取扱 試験案内

○秋田市山王四丁目一番一
号 秋田県消防防災課
(郵送の場合は封書に「願
書在中」と朱書のこと)
※詳しい試験案内について
は、役場福祉保健課消防係
までお問合せ下さい。

